

化学兵器禁止法届出参考資料集

令和4年8月版

経済産業省製造産業局

化学兵器・麻薬原料等規制対策室

はじめに

本届出参考資料集は、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（通称「化学兵器禁止法」）に基づき「指定物質」、「有機化学物質」及び「特定有機化学物質」に関する届出を行うに際し、参考となる事項をまとめたものです。届出について、法律条文をわかりやすく解説するとともに、注意事項を示しました。

事業者の方々におかれましては、本資料集を用いて適切に届出を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、国際機関への申告関連につきましては、今後も国際会議の場で新たな決定がなされることが想定され、本資料集につきましても、かかる決定事項を踏まえ順次改訂を行ってゆく予定ですので、常に最新の版をご参照ください。

経済産業省製造産業局
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

目次	
第1章 化学兵器禁止条約と化学兵器禁止法	5
1.1 化学兵器禁止条約	5
1.2 化学兵器禁止法	5
1.3 化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法上の用語の対照表	6
第2章 法に基づく届出の概要	7
2.1 第一種指定物質の製造等/使用事業者	7
2.2 第二種指定物質の製造事業者	9
2.3 有機化学物質、特定有機化学物質の製造事業者	11
2.4 指定物質（第一種指定物質、第二種指定物質）の輸出入事業者	12
2.5 しきい値について	13
2.6 届出様式	16
2.7 変更届出等	17
第3章 届出に係る法条文抜粋と解説	18
第24条 第一種指定物質の製造等の予定数量	18
第25条 第一種指定物質の製造等の実績数量	21
第26条 第一種指定物質等の使用への準用	22
第27条 第二種指定物質の製造への準用	22
第28条 指定物質等の輸出入の実績数量	23
第29条 有機化学物質の製造の実績数量の区分	23
第4章 注意事項等	25
4.1 指定物質届出に係る注意事項等	25
4.1.1 指定物質の製造量の考え方	25
4.1.2 指定物質（表2剤、表3剤）の届出様式等の記入に係る端数調整	27
4.1.3 指定物質：活動実績がしきい値を超えなくなった場合の届出義務	28
4.1.4 指定物質：環状メチルホスホン酸メチル（エステル）混合物（表2剤）	30
4.2 有機化学物質、特定有機化学物質届出に係る注意事項等	32
4.2.1 施行令で定める「有機化学物質」	32
4.2.2 有機化学物質：施行令で定める「製造方法」	32
4.2.3 有機化学物質：製造量の計算方法	37
4.2.4 有機化学物質：活動実績がしきい値を超えなくなった場合	39
4.3 指定物質、有機化学物質、特定有機化学物質の届出に共通の注意事項等	39
4.3.1 届出種類の明確化	39

4.3.2	事業所の名称・住所の変更等	40
4.3.3	届出の代表者と代理人	42
第5章	国際機関へ申告するための書面	43
5.1	根拠規定	43
5.2	様式一覧	43
5.3	注意事項等	44
5.3.1	表2 剤及び表3 剤の低濃度混合物	44
5.3.2	DOC/PSF の申告用書面の添付の要否と火薬、炭化水素	44
5.3.3	表剤及び PSF の申告用書面添付の要否に係る数量しきい値	44
5.3.4	表剤及び PSF に係る申告様式の記入上の注意	45
5.3.5	DOC に係る申告様式の記入上の注意等	46
5.3.6	表2 剤及び表3 剤の申告様式の記入に係る端数調整	48
5.3.7	Form 2.4（表2 剤実績申告）及び Form 2.5（表2 剤予定申告）の活動 目的欄	48
5.3.8	Form 4.1（DOC/PSF 実績申告）の製品分類コードについて	50

参考

- ・ 参考 1. 化学兵器禁止法
- ・ 参考 2. 化学兵器禁止法施行令
- ・ 参考 3. 化学兵器禁止法施行規則（本文）
（以下からも御覧いただけます。）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/domestic.html
- ・ 参考 4. 関税定率法別表 第 28 類、第 29 類、第 32 類
（財務省ホームページからも御覧いただけます。）
<https://www.customs.go.jp/tariff/>
- ・ 参考 5. 有機化学物質届出に係る「合成反応」の定義 事例集
- ・ 参考 6. 届出様式
- ・ 参考 7. 国際機関への申告様式 及び 申告様式解説
- ・ 参考 8. 申告様式記入例
- ・ 参考 9. 表剤一覧
（上記表剤一覧の使用に当たっての注意事項）
- ・ 参考 10. コード類
（国際機関への申告様式に記入するコードで、附表番号は O P C W が様式記
載で引用している番号です。）
 - ・ 附表 1：《国コード》
 - ・ 附表 3：《活動内容コード》

- ・ 附表 4：《製品分類コード》
- ・ 附表 5：《表 3 剤活動目的コード》
- ・ 附表 6：《表 3 剤数量区分コード》
- ・ 附表 7：《DOC 数量区分コード》

本届出参考資料集の最新版を含む関連資料は、経済産業省ホームページの化学兵器禁止関連施策＞届出・申告関係サイト（以下「ホームページ」という。）から御覧いただけます。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

第 1 章 化学兵器禁止条約と化学兵器禁止法

1.1 化学兵器禁止条約

化学兵器の廃絶を目的とする「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（通称「化学兵器禁止条約」）は、1997 年 4 月 29 日に発効しました。

化学兵器禁止条約では、化学兵器への転用の可能性が高い物質を「表 1 剤（サリン、VX など）」に指定し、その製造、保有数量等について厳格な管理を行うことを義務付けています。また、化学兵器の原料となりうる化学物質を、その物質の汎用性や兵器への転用のリスクに応じて「表 2 剤（PFIB やチオジグリコールなど）」及び「表 3 剤（ホスゲンやトリエタノールアミンなど）」に指定し、一定数量・濃度以上の製造等を行う事業所がその予定数量と実績数量を国際機関（化学兵器禁止機関、OPCW (Organization for the Prohibition of Chemical Weapons)）に申告し、国際機関の検査を受けるべきこと（ただし、申告した事業所のうち一定数量・濃度以上の取扱を行う事業所が対象）を規定しています。

さらに、「識別可能な有機化学物質」を一定数量以上製造する事業所についても、その製造実績数量を国際機関へ申告し、国際機関の査察を受けるべきことを規定しています。

1.2 化学兵器禁止法

我が国においては、化学兵器禁止条約に定められた締約国の義務を適確に履行するため、平成 7 年 3 月 30 日に「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（略称「化学兵器禁止法」（参考 1)）が成立し、同年 4 月 5 日に公布されました。

化学兵器禁止法では、化学兵器の製造等の禁止、特定物質（条約上の表 1 剤）についての規制とともに、指定物質（条約上の表 2 剤、表 3 剤）、有機化学物質（条約上の DOC (Discrete Organic Chemicals: 識別可能な有機化学物質)、特定有機化学物質（有機化学物質のうち、りん(P)、硫黄(S)又はふっ素(F)を含むもの）に関する届出について規定されています。さらに、届出を行った事業所に対する国際機関による検査の受入れ義務についても規定されています。

なお、規制の対象となる「特定物質」、「指定物質」及び「有機化学物質」は、化学兵器禁止法施行令（参考 2）によって定められています。

(1) 届出・申告

届出は、指定物質については翌年の製造等予定数量及び前年の製造等実績数量、指定物質の輸出入及び有機化学物質／特定有機化学物質の製造については

前年の実績数量が対象になっています。これらの届出は各経済産業局を経由して受理され（指定物質の輸出入は直接本省に届出）、本省において取りまとめられた後、外務省を経由して国際機関に申告されています。

(2) 国際検査（査察）

指定物質、有機化学物質、特定有機化学物質の届出（国際機関への申告）を行った事業所は、化学兵器禁止法第30条の規定に基づき、経済産業省職員の立会いの下で国際機関の査察員による検査（査察）を受け入れる義務が課せられています。なお、指定物質の輸出入については検査（査察）対象外です。

1.3 化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法上の用語の対照表

	化学兵器禁止条約	化学兵器禁止法
対象物質	表 1A 剤 毒性化学物質	特定物質 毒性物質
	表 1B 剤 前駆物質	特定物質 原料物質
	表 2A 剤 毒性化学物質	第一種指定物質 毒性物質
	表 2B 剤 前駆物質	第一種指定物質 原料物質
	表 3A 剤 毒性化学物質	第二種指定物質 毒性物質
国際検査	表 3B 剤 前駆物質	第二種指定物質 原料物質
	その他の有機化学物質（DOC） PSF 化学物質	有機化学物質 特定有機化学物質
国際検査	査察	国際機関による検査等
	査察員、査察補	国際機関の指定する者

◎ 本書における略語

本書では以下、次の略語を用います。

- 「条約」：化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（略称「化学兵器禁止条約」）
- 「法」：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（略称「化学兵器禁止法」）
- 「施行令」：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
- 「施行規則」／「経済産業省令」：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則

第2章 法に基づく届出の概要

2.1 第一種指定物質の製造等/使用事業者

(1) 製造等/使用予定届出

【届出が必要となる者】

(ア) 翌年予定届出

翌年にその事業所で製造等/使用する第一種指定物質（使用の場合は濃度しきい値を超えるもののみ）の物質ごとの数量が数量しきい値を超える予定のある者

〔しきい値については、2.5(1)をご覧ください〕

(イ) 当年予定届出

当年中にその事業所で製造等/使用する第一種指定物質（使用の場合は濃度しきい値を超えるもののみ）の物質ごとの数量が数量しきい値を超えることが確実になった者

〔(ア)の届出を行った者は(イ)の届出は必要なし〕

(ウ) 翌年予定届出

(a) 前三年（昨年、一昨年、三年前）のいずれかの年にその事業所で製造等/使用した第一種指定物質（使用の場合は濃度しきい値を超えるもののみ）の物質ごとの数量が数量しきい値を超えた者

(b) 当年に係る次の予定届出を行った者

- ・前年(ア)の規定により、当年分の予定届出を行った者
- ・当年(イ)の規定により当年分の予定届出を行った者

〔翌年に係る(ア)の届出を行う者は必要なし〕

(エ) 予定届出に係る変更届出

- ・翌年その事業所で製造等/使用する第一種指定物質（使用の場合は濃度しきい値を超えるもののみ）の物質ごとの数量が(ア)～(ウ)によって届け出た数量の2倍を超える又は数量しきい値の10倍を超えることとなる者

〔(ウ)の届出を行った者が、翌年当該事業所において製造等/使用をしようとする当該第一種指定物質の数量について(イ)の届出をしなければならぬ場合は上記の変更届出は必要なし〕

- ・上記に加え、実績数量が予定届出数量を超えることが確実になった者（2.7(2)を参照）。

【届出内容】

(ア)～(ウ)：施行規則様式第15、施行規則第16条第3項各号の書類

(エ)：施行規則様式第16

※ 届出様式及び申告様式の数量欄は、純分換算した数量を記載。例えば、第一種指定物質を50%含むものを10t製造する場合は、「5t」又は「5,000kg」と記載。

【届出期限】

(ア) 及び (イ) : 毎年 9 月 30 日

(ウ) 及び (エ) : 当該事由が生じることとなる 30 日前まで

【届出先】

(ア) ～ (エ) : 事業所の所在地を管轄する経済産業局

【根拠法令等】

(ア) 法第 24 条第 1 項 (第 26 条)、施行規則第 16 条、第 18 条

(イ) 法第 24 条第 2 項 (第 26 条)、施行規則第 16 条、第 18 条

(ウ) 法第 24 条第 3 項 (第 26 条)、施行規則第 16 条、第 18 条

(エ) 法第 24 条第 4 項 (第 26 条)、施行規則第 16 条、第 18 条

及び「表剤の生産等数量の増加に伴う予定申告の修正について」

(経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室 (平成 28 年 5 月 2 日))

(2) 製造等/使用実績届出

【届出が必要となる者】

当該年に係る予定数量届出を行った者

【届出内容】

施行規則様式第 17、施行規則第 17 条第 2 項各号の書類

※ 届出様式及び申告様式の数量欄は、純分換算した数量を記載。例えば、第一種指定物質を 50% 含むものを 10t 製造した場合は、「5t」又は「5,000kg」と記載。

【届出期限】

翌年 2 月末日

【届出先】

事業所の所在地を管轄する経済産業局

【根拠法令】

法第 25 条 (第 26 条)、施行規則第 17 条、第 18 条

2.2 第二種指定物質の製造事業者

(1) 製造予定届出

【届出が必要となる者】

(ア) 翌年予定届出

翌年にその事業所で製造する第二種指定物質の物質ごとの数量が数量しきい値を超える予定のある者

(イ) 当年予定届出

当年中にその事業所で製造する第二種指定物質の物質ごとの数量が数量しきい値を超えることが確実にになった者

〔(ア)の届出を行った者は(イ)の届出は必要なし〕

(ウ) 翌年予定届出

(a) 前年にその事業所で製造した第二種指定物質の物質ごとの数量が数量しきい値を超えた者

(b) 当年に係る次の予定届出を行った者

・ (ア)の規定により、当年分の予定届出を行った者

・ (イ)の規定により、当年分の予定届出を行った者

〔(ウ)の届出を行う者は(ウ)の届出は必要なし〕

(エ) 予定届出に係る変更届出

・ 翌年その事業所で製造する第二種指定物質の物質ごとの数量が(ア)～(ウ)によって届け出た数量の2倍を超える又は200トンを超えることとなる者

〔(ウ)の届出を行った者が、翌年に当該事業所において製造をしようとする当該第二種指定物質の数量について(イ)の届出をしなければならない場合は、上記変更の届出は必要なし〕

・ 上記に加え、検証しきい値を超える事業者であって実績数量区分が予定届出数量区分を超えることが確実にになった者（2.7(2)を参照）。

【届出内容】

(ア)～(ウ)：施行規則様式第18、施行規則第19条第3項各号の書類

(エ)：施行規則様式第16

※ 届出様式及び申告様式の数量欄及び数量区分欄は、純分換算した数量を基に記載。例えば、第二種指定物質を50%含むものを1,000t製造する場合は、「500t」と記載（申告様式については「500t」の属する数量区分コードを記載）。

【届出期限】

(ア) 及び (イ) : 毎年 9 月 30 日

(イ) 及び (エ) : 当該事由が生じることとなる 30 日前まで

【届出先】

(ア) ~ (エ) : 事業所の所在地を管轄する経済産業局

【根拠法令等】

(ア) 法第 27 条 (第 24 条第 1 項)、施行規則第 19 条

(イ) 法第 27 条 (第 24 条第 2 項)、施行規則第 19 条

(イ) 法第 27 条 (第 24 条第 3 項)、施行規則第 19 条

(エ) 法第 27 条 (第 24 条第 4 項)、施行規則第 19 条

及び「表剤の生産等数量の増加に伴う予定申告の修正について」

(経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室 (平成 28 年 5 月 2 日))

(2) 製造実績届出

【届出が必要となる者】

当該年に係る予定数量届出を行った者

【届出内容】

施行規則様式第 19、施行規則第 20 条第 2 項各号の書類

※ 届出様式及び申告様式の数量欄及び数量区分欄は、純分換算した数量を基に記載。例えば、第二種指定物質を 50% 含むものを 1,000t 製造した場合は、「500t」と記載 (又は「500t」の属する数量区分コードを記載)。

【届出期限】

翌年 2 月末日

【届出先】

事業所の所在地を管轄する経済産業局

【根拠法令】

法第 27 条 (第 25 条)、施行規則第 20 条

2.3 有機化学物質、特定有機化学物質の製造事業者

○ 製造実績届出

【届出が必要となる者】

(7) 有機化学物質

当該年にその事業所で製造した全ての有機化学物質の合計数量が数量しきい値を超えた者

(1) 特定有機化学物質

当該年にその事業所で製造した全ての特定有機化学物質の合計数量が数量しきい値を超えた者

【届出内容】

(7) 有機化学物質

施行規則様式第 21、国際機関への申告様式

(1) 特定有機化学物質

施行規則様式第 22、国際機関への申告様式

※ 届出様式及び申告様式の数量区分欄は、純分換算した数量を基に記載。例えば、有機化学物質/特定有機化学物質を 50%含む水溶液を 1,000t 製造した場合は、「500t」の属する区分欄に○等を記載（又は「500t」の属する数量区分コードを記載）。

【届出期限】

(7)、(1)とも翌年 2 月末日

【届出先】

(7)、(1)とも事業所の所在地を管轄する経済産業局

【根拠法令】

(7) 法第 29 条第 1 項、施行規則第 22 条

(1) 法第 29 条第 2 項、施行規則第 23 条

2.4 指定物質（第一種指定物質、第二種指定物質）の輸出入事業者

○ 輸出（輸入）実績数量届出

【届出が必要となる者】

当該年に指定物質（濃度しきい値を超えるもの）を輸出（輸入）した者

【届出内容】

施行規則様式第 20

※ 様式の「輸出（輸入）をした指定物質の数量」は、純分換算した数量を記載。例えば、指定物質を 50%含むものを 100kg 輸入した場合は、「50kg」と記載。

【届出期限】

翌年 2 月末日

【届出先】

経済産業省本省（製造産業局化学兵器・麻薬原料等規制対策室）

【根拠法令】

法第 28 条、施行規則第 21 条

2.5 しきい値について

(1) 届出しきい値

届出しきい値とは、その数値を超える場合に届出が必要となる数値で、法及び施行規則において規定されているものです。このしきい値には、数量しきい値と濃度しきい値があり、下表のとおりとなっています。表中「なし」とあるものは、数量/濃度の値に関係なく全て届出が必要となります。

なお、有機化学物質及び特定有機化学物質の濃度しきい値については、具体的な数値は特に定められていません。これらについては、施行令及び関税定率法別表の規定を基に個別に判断することとなります。

		数量しきい値	濃度しきい値
第一種指定物質 (表 2 剤)	製造等	・ BZ : 1kg 超 ・ BZ 以外の毒性物質 : 100kg 超 ・ 原料物質 : 1t 超	なし
	使用	・ BZ : 10kg 超 1kg < BZ ≤ 10kg	1% 超 10 % 超
		・ BZ 以外の毒性物質 : 1t 超 100kg < BZ 以外の 毒性物質 ≤ 1t	1% 超 10 % 超
		・ 原料物質 : 1t 超	30% 超
	輸出入	・ 毒性物質 : なし ・ 原料物質 : なし	1% 超 30 % 超
第二種指定物質 (表 3 剤)	製造	30t 超	なし
	輸出入	なし	30 % 超
有機化学物質 (DOC)	製造	200t 超	特に定めていない (個別に判断)
特定有機化学物質 (PSF)	製造	30t 超	

本書においては、単に「しきい値」という場合は、届出しきい値を指します。

(2) 申告しきい値

輸出入事業者を除き、届出をする物質の数量が下表の「申告しきい値」を超える場合は、国際機関への申告書面の添付も必要となります。

		数量しきい値	濃度しきい値
第一種指定物質 (表 2 剤)	生産 加工 消費	表 2A 剤 ・ BZ : 10kg 1kg < BZ ≤ 10kg	1% 10 %
		・ BZ 以外 : 1t 100kg < BZ 以外 ≤ 1t	1% 10 %
		・ 表 2B 剤 : 1t	30%
	輸出入	・ 表 2A 剤 : なし	1%
		・ 表 2B 剤 : なし	30 %
第二種指定物質 (表 3 剤)	生産	30t	30 %
	輸出入	なし	30 %
有機化学物質 (DOC)	生産	200t	特に定めていない (個別に判断)
特定有機化学物質 (PSF)	生産	30t	

大半が(1)の届出しきい値と同じ数値になっています。しかしながら、その扱いは(1)と異なる場合がありますので、注意が必要です(5.3.3 参照)。

(3) 検証しきい値

検証しきい値は、国際機関への申告数量がその値を超える場合に、国際機関による検証措置（国際検査（査察））の対象となりうる数値で、条約において規定されているものです。検証しきい値は、数量のみが規定されており、下表のとおりとなっています。

		検証しきい値
表 2 剤 （第一種指定物質）	製造等	・ BZ : 10kg ・ BZ 以外の毒性物質 : 1t ・ 原料物質 : 10t
	使用	製造等に同じ
	輸出入	（検証措置対象外）
表 3 剤 （第二種指定物質）	製造	200t
	輸出入	（検証措置対象外）
DOC （有機化学物質）	製造	200t
PSF （特定有機化学物質）	製造	200t

2.6 届出様式

2.1～2.4 に該当する事業者の皆様には作成いただく書面の様式一覧は、下表のとおりです。

物質分類	予定届出		実績届出	
	書面	備考	書面	備考
第一種指定物質 (表2剤)	様式第15	物質ごと、活動ごと、事業所ごと	様式第17	物質ごと、活動ごと、事業所ごと
(参考：輸出入)	—	—	様式第20	輸出／輸入別、物質ごと
第二種指定物質 (表3剤)	様式第18	物質ごと、事業所ごと	様式第19	物質ごと、事業所ごと
(参考：輸出入)	—	—	様式第20	輸出／輸入別、物質ごと
有機化学物質／特定有機化学物質 (DOC/PSF)	—	—	様式第21／ 様式第22	事業所ごと

届出者が法人代表でない場合には委任状を添付してください。(様式自由)
(4.3.3を参照してください)

また、第一種指定物質及び第二種指定物質に係る予定届出又は実績届出を行う場合は、以下の書類も併せて添付してください。

- ・事業所内の製造等施設の位置を示す図面(様式自由)
- ・施設における製造等設備その他の設備の位置を示す図面(様式自由)
- ・当該物質の製造等工程を説明した書面(第一種指定物質の製造にあつては、その製造能力の計算方法を含みます。)(様式自由)

国際機関への申告書面の様式は下表のとおりです。

物質分類	予定申告		実績申告	
	書面	備考	書面	備考
第一種指定物質 (表2剤)	Form 2.2	事業所ごと	Form 2.2	事業所ごと
	Form 2.3	プラントごと	Form 2.3	プラントごと
	Form 2.3.1	プラントごと	Form 2.3.1	プラントごと
	Form 2.3.2	プラントごと (生産がある場合のみ)	Form 2.3.2	プラントごと (生産がある場合のみ)
	Form 2.5	物質ごと	Form 2.4	物質ごと

プラントが2つ
なら2セット

物質が3つなら
3枚

第二種指定物質 (表 3 剤) プラントが 2 つ なら 2 セット 物質が 3 つなら 3 枚	Form 3. 2	事業所ごと	Form 3. 2	事業所ごと
	Form 3. 3	プラントごと	Form 3. 3	プラントごと
	Form 3. 4	物質ごと	Form 3. 4	物質ごと
有機化学物質／特定有機化学物質 (DOC/PSF)	—	—	Form 4. 1	事業所ごと (DOC/PSFで共通)

2.7 変更届出等

(1) 予定届出数量の変更

前年に第一種指定物質（表 2 剤）又は第二種指定物質（表 3 剤）の予定届出をした事業者の方が、当該年において以下に該当する場合、変更が生じる 30 日前までに様式第 16 により変更を届け出る義務があります。

- ①届出に係る数量の 2 倍を超える場合（第一種・第二種指定物質共通）
- ②届出しきい値の 10 倍を超える場合（第一種指定物質）
- ③200 トンを超える場合（第二種指定物質）

(2) OPCW への修正申告のための変更届出

上記の変更のほか、OPCW への修正申告の必要があるため、予定届出をした事業者であって、当該年の第一種指定物質の製造等使用の数量が予定届出の数量を超える場合、当該年の第二種指定物質の製造数量の区分が予定届出の数量区分を超える場合は、変更が生じる 30 日前までに同様の変更届出をお願いしています。詳しくはホームページ 3. 変更届出等（2）の「表剤の生産等数量の増加に伴う予定申告の修正について（依頼）」を御覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

(3) その他の変更

上記以外の届出事項に変更が生じた場合（事業所の名称・住所の変更、事業所の全部又は一部施設が別法人になった場合、事業所の移転、事業所又は施設を撤去した場合等）の手続きについては、4.3.2 を御参照ください。

第 3 章 届出に係る法条文抜粋と解説

第 24 条 第一種指定物質の製造等の予定数量

第 24 条 第一種指定物質の製造又は抽出若しくは精製（以下「製造等」という。）をする者は、翌年において製造等をしようとする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が経済産業省令で定める数量を超えると見込まれるときは、経済産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出るものとする。

2 第一種指定物質の製造等をする者は、その年において製造等をする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が前項の経済産業省令で定める数量を超えるときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、その旨並びにその年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量及び同項の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量について同項の規定による届出がされている場合は、この限りでない。

3 前 3 年のいずれかの年において製造等をした第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第 1 項の経済産業省令で定める数量を超えた者及びその年のその事業所における製造等に係る第一種指定物質の数量について前 2 項の規定による届出をした者は、経済産業省令で定めるところにより、翌年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量及び第 1 項の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その数量について同項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

4 前 3 項の規定による届出をした者は、当該年において製造等をする当該第一種指定物質の数量がその届出に係る数量を著しく上回る場合として経済産業省令で定める場合には、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定による届出をした者がその届出に係る年に当該事業所において製造等をしようとする当該第一種指定物質の数量について第 2 項の規定による届出をしなければならない場合は、この限りでない。

【解説】

本条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条は、条約第 6 条第 4 項及び検証附属書第 7 部の規定に基づく第一種指定物質（表 2 剤）に関する国際機関への申告を実施するため等に必要なデータの届出を義務づけるものです。

(1) 生産・加工・消費と製造等・使用

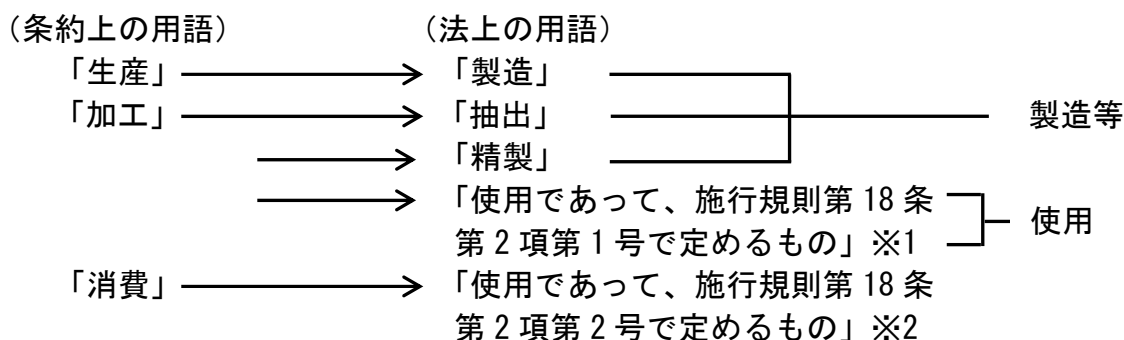
条約検証附属書第7部第3項では、表2剤（第一種指定物質）に関して、「～化学物質を、～（略）～生産し、加工し若しくは消費した」場合に申告が必要としており、さらにこれらの用語について、条約第2条第12項において次のとおり定義がなされています。

「生産」：化学反応により化学物質を生成

「加工」：化学物質が他の化学物質に転換することのない物理的な工程
（例えば、調合、抽出、精製）

「消費」：化学物質が化学反応により他の化学物質に転換

条約上の用語と法上の用語の関係は、次のとおりです。



※1 物理的な工程を加えること（抽出、精製及び〔※2〕に係るものを除く）

※2 化学反応により他の物質に転換すること

条約で「加工」の例示とされているもののうち、「抽出」「精製」については、本法において「製造等」として整理することとし、「混合」「調合」等の「加工」であっても一般概念としての「使用」に整理され则认为されるものについては、「使用であって、施行規則第18条第2項1号で定めるもの」※1と整理することとしています。

また、条約では「消費」を「化学反応による物質の転換」と定義していますが、これについても、一般概念としての消費とは異なりむしろ「使用」に該当すると考えられるため、本法においては「使用であって、施行規則第18条第2項2号で定めるもの」※2としています。なお、「消費」には焼却も含まれます。

(2) 予定届出を行わなければならない者（第 26 条も同様）

以下で、下線部に係る数量がしきい値を超えているか否かが予定届出を行う判断の根拠となります。

① 第 1 項関係

翌年にしきい値を超える数量の製造等を行うことが、当該年の届出期限（9 月 30 日）までに明らかになっている場合、当該期限までに届出を行う必要があります。

	3 年前	2 年前	1 年前	当該年	翌 年 <u>見込み</u>	
				↑	届 出	

② 第 2 項関係

製造等を行う数量が当該年の途中でしきい値を超えることが確実となっている場合、当該年の届出期限に関係なく、しきい値を超える 30 日前までに届出を行う必要があります（第 1 項の規定により届出を行った者を除く）。

	3 年前	2 年前	1 年前	当該年 <u>見込み</u>	翌 年	
				↑	届 出	

③ 第 3 項関係

翌年の製造等予定数量がしきい値以下（製造等を行わない場合を含む）であっても、次に該当する場合は届出が必要となります（第 1 項の規定による届出を行う者を除く）。

(7) 過去前 3 年のいずれかの年において、しきい値を超える製造等を行った実績がある場合

	3 年前	2 年前	1 年前	当該年	翌 年	
<u>実績（いずれかの年）</u>				↑	届 出	

(4) 第 1 項又は第 2 項の規定によって、当該年に関する届出を行った場合

④ 第 4 項関係

当該年の実際の製造等数量が第 1 項から第 3 項までの規定によって届け出た数量を著しく異なることとなった場合（注）、これに該当することとなる 30 日前までに届出を行う必要があります。（第 2 項の規定による届出をしなければならない者を除く）。

届け出た数量を著しく異なるとは、次のとおりです。

- (7) 当該年の予定として届け出た数量の 2 倍を超えるもの
- (i) 数量しきい値の 10 倍を超えるもの

※ 上記変更のほか、予定届出を行った年に製造等又は使用の実績数量が予定届出数量を超える場合（第二指定物質（表 3 剤）については数量区分が変更になる場合）は、OPCW への修正申告が必要となるため、実績数量が予定届出数量を超えることとなる 30 日前までに変更届出をお願いしています。（これについては罰則の適用はありません。）

詳細は、ホームページの 3. 変更届出等（2）「表剤の生産等数量の増加に伴う予定申告の修正について（依頼）」（平成 28 年 5 月 2 日 化学兵器・麻薬原料等規制対策室）をご覧ください。

【罰則】

本条第 2 項、第 3 項及び第 4 項(7)(i)に定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられます（第 45 条第 1 号）。

なお、いつの時点でしきい値を超えることが見込まれたのかについては外見的に判断することは難しいことから、第 1 項については、翌年の製造等の予定数量を届け出ていなかった場合であっても罰則はありません。

第 25 条 第一種指定物質の製造等の実績数量

第 25 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出をした者は、経済産業省令で定めるところにより、その届出に係る年に当該事業所において製造等をした当該第一種指定物質の数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

【解説】

本条では、第 24 条の規定に基づき製造等の予定数量を届け出た者に対して、当該年における製造等の実績数量の届出を義務づけています。

【罰則】

本条に定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金

に処せられます（第 45 条第 1 号）。

第 26 条 第一種指定物質等の使用への準用

第 26 条 前 2 条の規定は、第一種指定物質（第一種指定物質を含む物であって、経済産業省令で定めるものを含む。）の使用であって、経済産業省令で定めるものをする者及びその使用をする第一種指定物質の数量（第一種指定物質を含む物にあつては、これに含まれる第一種指定物質の数量）に準用する。

【解説】

本条は、第一種指定物質（表 2 剤）の使用に係る届出を義務づけるものです。

第一種指定物質の使用については、物質そのものを使用することだけでなく、その物質を含有する製品として使用することもあることから、「第一種指定物質が毒性物質の場合は、その重量の 10%（当該物質が施行規則第 16 条第 1 項第 2 号に定める数量の 10 倍を超える場合には、1%とする。）を超えて含有する物とし、原料物質である場合には、当該物質をその重量の 30%を超えて含有する物」を届出対象としています（施行規則第 18 条第 1 項）。

【罰則】

本条に定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられます（第 45 条第 1 号）。

第 27 条 第二種指定物質の製造への準用

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、第二種指定物質の製造をする者及びその製造をする第二種指定物質の数量に準用する。この場合において、第 24 条第 3 項中「前 3 年のいずれかの年」とあるのは、「前年」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、条約第 6 条第 5 項及び検証附属書第 8 部の規定に基づく第二種指定物質（表 3 剤）に関する国際機関への申告を実施するため等に必要なデータの届出を義務づけるものです。

【罰則】

本条に定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられます（第 45 条第 1 号）。

第 28 条 指定物質等の輸出入の実績数量

第 28 条 指定物質（指定物質を含む物であつて、経済産業省令で定めるものを含む。）の輸出又は輸入をした者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年、前年に輸出又は輸入をした指定物質の数量（指定物質を含む物にあつては、これに含まれる指定物質の数量）を経済産業大臣に届け出なければならない。

【解説】

本条は、条約検証附属書第 7 部第 1 項及び第 8 部第 1 項に基づく第一種指定物質（表 2 剤）及び第二種指定物質（表 3 剤）の輸出入実績に関する国際機関への申告を実施するために必要なデータの届出を義務づけるものです。

【罰則】

本条に定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられます（第 45 条第 1 号）。

第 29 条 有機化学物質の製造の実績数量の区分

第 29 条 特定物質及び指定物質以外の有機化学物質であつて、政令で定めるもの（以下単に「有機化学物質」という。）の製造（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をする者は、前年に製造をした有機化学物質のその事業所ごとの数量が経済産業省令で定める数量を超えたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした有機化学物質の数量が経済産業省令で定める区分のいずれに属するかを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 りん、硫黄又はふっ素を含む有機化学物質であつて、政令で定めるもの（以下「特定有機化学物質」という。）の製造をする者は、前年に製造をした特定有機化学物質のその事業所ごとの数量が経済産業省令で定める数量を超えたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした特定有機化学物質の数量が経済産業省令で定める区分のいずれに属するかを経済産業大臣に届け出なければならない。

【解説】

条約では、表剤以外の化学物質についても化学兵器への転用を防止する観点から、それらを製造する事業所であって一定の製造能力以上を有するものについての申告を求めています。

また、国際機関への申告が必要となる有機化学物質のうち、りん、硫黄又はふっ素を含むものについては、化学兵器への転用可能性等を勘案して、他の有機化学物質とは区別して管理することとなっていることから、これらの化学物質を「特定有機化学物質」として定めています。

【罰則】

本条に定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられます（第 45 条第 1 号）。

第4章 注意事項等

4.1 指定物質届出に係る注意事項等

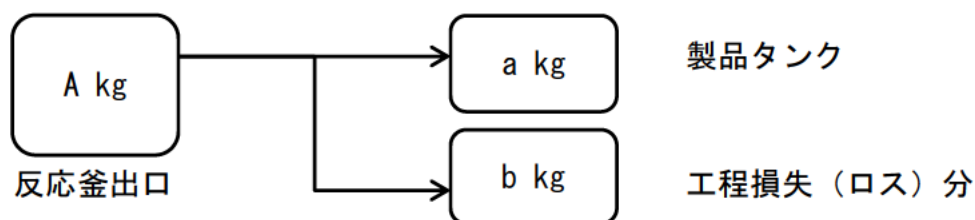
4.1.1 指定物質の製造量の考え方

指定物質の製造量は、基本的には当該物質が製造施設（次頁の「【注】「施設」の範囲」を参照）内で最大に存在するところ（一時的に生成する場合を含む）の量となりますが、その量の把握が難しい場合は、できるだけそれに近い値を計算等により算出することになります。ただし、その量は記録類で証明可能なものとしておく必要があります。

なお、有機化学物質に関する製造量の考え方（製造施設からの搬出時の状態で判断する。4.2.3 参照）とは異なることに注意してください。

[製造量の算出に係る事例]

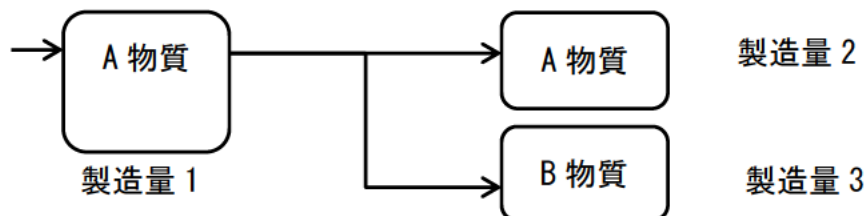
① 工程損失が発生する場合



上図では、純分換算した A kg が製造量になります。
反応釜出口の物質 A の把握が困難である場合、損失分 b が小さいなら、製品タンクの物質 a など記録類で証明可能な量で届出を行います。

損失分 b が大きい場合は、計算等により A の量を求めます。手法としては、a と b の計測値の和、反応収率による算出などがあります。

② 製造した指定物質の一部が他物質製造の原料となる場合



上図のように、指定物質 A を製造した後、A の一部を原料として物質 B を製造している場合、A の製造量は、「製造量 2」ではなく「製造量 1」となります。この場合、A に関する記録が「製造量 2」分しか存在しなくても、「製造量 3」の記録類から間接的に計算し「製造量 1」を算出します。

【注】「施設」の範囲

本書における「施設」とは、条約上の「plant」※に相当するものであり、その範囲は、条約において次のとおり規定されています。

※公表されている条約の和訳では「plant」に「工場」という訳語を充てていますが、条約上の「plant」の意味するところは日本語の「工場」よりもむしろ「施設」に近いことから、本書においてはこの用語を用いています。

◇条約抜粋（検証附属書第1部第6項(b)）

(b)「工場」（例えば、生産施設、作業所）とは、補助的な及び付随する基盤的施設（例えば、次の(i)から(vi)までに掲げるもの）を有する一又は二以上の設備単位を含む敷地、工作物又は建物であって相対的に独立したものをいう。

- (i) 小規模な管理組織
- (ii) 原料及び生成物の貯蔵及び取扱いのための場所
- (iii) 排水又は廃棄物の取扱い及び処理のための場所
- (iv) 制御及び分析のための実験施設
- (v) 救急医療及び関係する医療組織
- (vi) 申告された化学物質及びその原料又は当該化学物質から生成される生成物の当該工場への、当該工場の周辺における及び当該工場からの移動に関する記録

施設の範囲については、事業所内の工程、装置の結合状況、位置関係等、各事業所の実態により多様な捉え方があり得ます。条約の規定を基に、一連の物質フロー及びそれに関係する諸装置の集合ごとに、実態的に一つと見なされる範囲を個別事例ごとに判断することになります。

なお、施行規則の次の条文及び様式に規定される「施設」（第一種指定物質の製造等施設及び使用施設並びに第二種指定物質及び有機化学物質・特定有機化学物質の製造施設）も同様です。

第16条第2項第4号、第5号（第一種指定物質の製造等の予定）

第17条第1項第5号、第6号（第一種指定物質の製造等の実績）

第18条第3項において読み替えた上2条（第一種指定物質の使用の予定及び実績）

第19条第2項第4号、第5号（第二種指定物質の製造の予定）

第20条第1項第4号、第5号（第二種指定物質の製造の実績）

様式第15（第一種指定物質の製造等/使用の予定）

様式第17（第一種指定物質の製造等/使用の実績）

様式第18（第二種指定物質の製造の予定）

様式第19（第二種指定物質の製造の実績）

様式第21（有機化学物質の製造の実績）

様式第22（特定有機化学物質の製造の実績）

4.1.2 指定物質（表 2 剤、表 3 剤）の届出様式等の記入に係る端数調整

次の端数調整則に従って記入してください。

[端数調整則]

	書面	端数調整の仕方
第一種指定物質 毒性物質 (表 2A 剤)	届出 様式第 15 様式第 17	100kg 未満の場合：有効数字 3 桁で届出 100kg 以上の場合：小数点第 1 位を四捨五入して整数にて届出
	申告 Form2. 4 Form2. 5	kg 単位 (1, 000kg 以上は t 単位)、有効数字 3 桁による記入
第一種指定物質 原料物質 (表 2B 剤)	届出 様式第 15 様式第 17	100kg 未満の場合：有効数字 3 桁で届出 100kg 以上の場合：小数点第 1 位を四捨五入して整数にて届出
	申告 Form2. 4 Form2. 5	t 単位 (1, 000t 以上は kt 単位)、有効数字 3 桁による記入
第二種指定物質 (表 3 剤)	届出 様式第 18 様式第 19	100t 未満の場合：有効数字 3 桁で届出 100t 以上の場合：小数点第 1 位を四捨五入して整数にて届出
	申告 Form3. 4	数量区分(レンジ)による申告であるため数字の記入は必要なし

表 2 剤の申告様式記入に係る単位については、様式 2. 4 及び様式 2. 5 においては一律に「t」と記載されていますが、あくまで上の表の単位により記入し、「t」以外の単位を用いる場合は「t」に抹消線を付した上で「kg」「kt」等の単位を記入してください。

[端数調整の例 — 第一種指定物質原料物質（表 2B 剤）の場合]

施設での数量	届出	申告
1,677 kg	1,677 kg	1.68 t
860.4 kg	860 kg	0.860 t
90.01 kg	90.0 kg	0.0900 t ※)
20,539 t	20,539,000 kg	20.5 kt
1,004.5 t	1,004,500 kg	1.00 kt

※) 小数点以下の場合、最初の 0 でない数字から 3 桁となります。

4.1.3 指定物質：活動実績がしきい値を超えなくなった場合の届出義務

翌年予定届出については「製造等の中止が決定されている場合」等、しきい値を超える予定がない場合であっても、法第24条第3項に該当するとき（注）は届出が必要となります。その場合、物質名、施設数、製造能力（第一種指定物質の場合）については、従前どおりの記述とし、数量のところを「0」（又はしきい値以下の予定数量）としてください。

（注）・前3年（第一種指定物質）、前年（第二種指定物質）実績でしきい値を超えた場合
 ・前年に法第24条第1項による届出を行っている場合
 ・9月30日までに法第24条第2項による届出を行っている場合

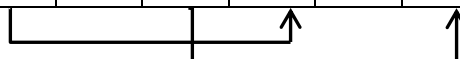
（1）第一種指定物質

① 令和元年からしきい値を超えていない場合

平成30年までしきい値を超える活動実績を有しており、令和元年以降はしきい値を超えていない事業所については、令和4年9月30日が提出期限の「令和5年に係る予定届出」は必要ありません。同様に、しきい値を超えない状況が続く限り、それ以降の年に係る予定届出を行う必要はありません。

実績届出に関しては、「令和4年に係る実績届出」を令和5年2月末までに行う必要があります（既に行った予定届出に係る年については、実績届出が必要）。

年	H30	R01	R02	R03		R04		R05		R06	
活動実績	○	×	×	×		×		×		×	
届出種類				R02 実績	R04 予定	R03 実績	R05 予定	R04 実績	R06 予定	R05 実績	R07 予定
届出義務	有	有	有	有	有	有	無	有	無	無	無



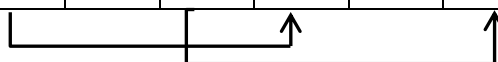
② 令和2年からしきい値を超えていない場合

令和元年までしきい値を超える活動実績を有しており、令和2年以降はしきい値を超えていない事業所については、①と同様の考え方により、令和4年9月30日までに「令和5年に係る予定届出」を行う必要があるほかは、令和6年以降に係る予定届出は必要ありません。

実績届出に関しては、令和4年、令和5年に係る予定届出を行っているた

め、これらの年の実績届出をそれぞれ令和 5 年 2 月末、令和 6 年 2 月末までに行う必要があります。

年	R01	R02	R03	R04		R05		R06		R07	
活動実績	○	×	×	×		×		×		×	
届出種類				R03 実績	R05 予定	R04 実績	R06 予定	R05 実績	R07 予定	R06 実績	R08 予定
届出義務	有	有	有	有	有	有	無	有	無	無	無



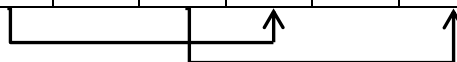
(2) 第二種指定物質

○ 令和 3 年からしきい値を超えていない場合

令和 2 年までしきい値を超える活動実績を有しており、令和 3 年以降はしきい値を超えていない事業所においては、令和 4 年 9 月 30 日が提出期限の「令和 5 年に係る予定届出」は必要ありません。同様に、しきい値を超えない状況が続く限り、それ以降の年に係る予定届出を行う必要はありません。

実績届出に関しては、「令和 4 年に係る実績届出」を令和 5 年 2 月末までに行う必要があります（既に行った予定届出に係る年については、実績届出が必要）。

年	H30	R01	R02	R03		R04		R05		R06	
活動実績	○	○	○	×		×		×		×	
届出種類				R02 実績	R04 予定	R03 実績	R05 予定	R04 実績	R06 予定	R05 実績	R07 予定
届出義務	有	有	有	有	有	有	無	有	無	無	無



4.1.4 指定物質：環状メチルホスホン酸メチル（エステル）混合物（表 2 剤） の化学兵器禁止法における届出

現在、衣類等の難燃剤として使用されている以下の
(1)、(2)の物質は、通常、(3)混合された状態で使用
されています。

（いずれも化学兵器禁止条約化学物質附属書表 2B 剤）

(1)

(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl methyl phosphonate

CAS 番号：41203-81-0（右上図）

(2)

Bis[(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl] methyl methyl phosphonate

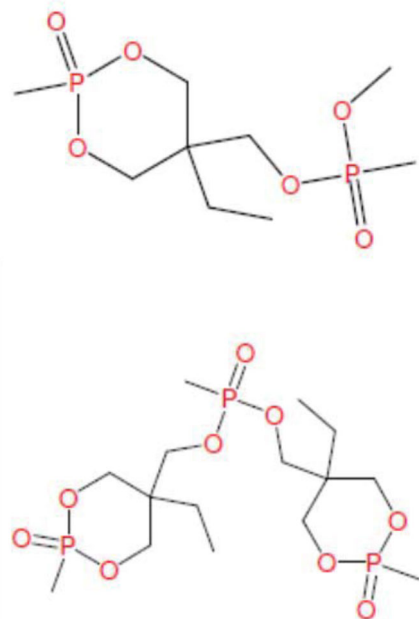
CAS 番号：42595-45-9（右下図）

(3) Mixture of

(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl methyl phosphonate (CAS
RN 41203-81-0) and

Bis[(5-ethyl-2-methyl-2-oxido-1,3,2-dioxaphosphorinan-5-yl) methyl]
methyl methyl phosphonate (CAS RN 42595-45-9)

CAS 番号：170836-68-7



これまで我が国においては、(3)の混合物を含む製品中に存在する(1)の物質の割合又は(2)の物質の割合が30%を超えるものについて、施行規則第18条第1項及び第21条第1項に基づき、(1)又は(2)の物質の純分換算数量を届出・申告することとしていました。

しかしながら、最近になり、化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局から、純分換算をした個別物質での申告では、表 2B 剤同士の混合物を純分換算することによって一方の物質がしきい値以下となって所在が分からない状態となり、また、移譲不整合（他国における輸出入の申告内容との不整合）等を引き起こす可能性もあることから、今後は混合物として申告をしてほしいとの依頼がありました。我が国としては、このようなOPCWの依頼及び平成26年12月のパブリックコメントに基づき、この物質に関しては混合物の数量でOPCWに対

して申告をすることとしました。

該当物質の輸出入に対しては、平成 27 年の実績届出より、製造等／使用（生産・加工・消費）に対しては平成 28 年の予定届出（平成 27 年 9 月 30 日まで）より、上記 (3) の混合物の純分換算をすることで数量を届出されています（具体例は下記参照）。

また、この方法により届出を行うことに伴い、申告しきい値（製造等／使用は 1 トン。ただし、輸出入はしきい値なし。）を超えることとなった事業者は、新たに届出をしていただいています。

【具体例：製品の組成が (1) の物質 3.2 トン、(2) の物質 0.8 トン、表剤以外の物質 1.0 トンの製品を使用している場合】

この場合、(1) の物質の濃度は 64%、(2) の物質の濃度は 16%となります。

●平成 27 年 2 月以前に届出をしていた物質

製品中の個別の物質が 1 トン超かつ 30%超である「(1) の物質」を届け出る必要がありました。（「(2) の物質」は届出の必要はありませんでした。）

●平成 27 年 3 月以降、届出をすべき物質

製品中の混合物は、重量 4.0 トン（＝3.2 トン＋0.8 トン）、濃度 80%（＝（3.2 トン＋0.8 トン）／5.0 トン）となります。製品中の混合物の総和として、1 トン超かつ濃度 30%超となりますので、「(3) の混合物」で届出をすることになります。

4.2 有機化学物質、特定有機化学物質届出に係る注意事項等

4.2.1 施行令で定める「有機化学物質」

施行令第4条第1項により、次のものが有機化学物質とされています。

- ① 関税定率法別表第28類及び第29類並びに第32.04項に該当する物品であって、
- ② 単一の構造式を有する炭素化合物に限り、
- ③ 炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除くもの、並びに、
- ④ エチルアルコール、メタン、プロパン、尿素

(1) 関税定率法別表について

条約検証附属書第1部第4項では「識別可能な有機化学物質」の定義を次のとおり定めています。

「炭素化合物（炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く。）から成るすべての化学物質であって、化学名、構造式が判明している場合には当該構造式、CAS登録番号が付されている場合には当該番号によって識別することができるもの」

我が国では有機化学物質の定義に当たり、上記条約上の定義を踏まえつつ、国際的にも認知されたHS（Harmonized Systemの略。国際的に使用されている商品分類システム）区分を用いることとし、HSを採用している国内法体系たる関税定率法別表に依ることとしました（参考4）。

(2) 「単一の構造式を有する」の意味

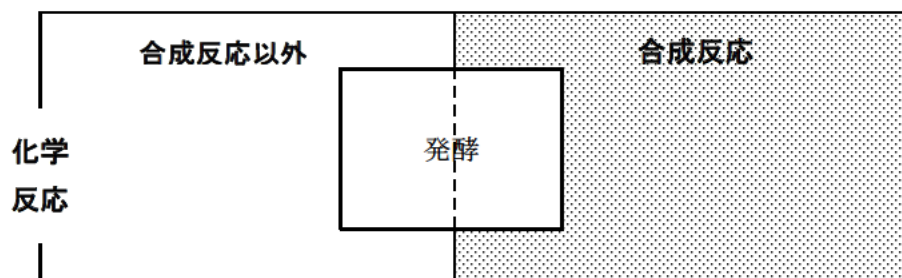
分子内の原子の結合状態について原子価を表す線で表示した式を1種類だけ持つものをいい、重合体（ポリマー）及び低重合体（オリゴマー）は対象とはなりません。混合物（溶液状態を含む）の扱いについては、施行令及び関税定率法別表の規定を基に個別に判断することとなります。

4.2.2 有機化学物質：施行令で定める「製造方法」

条約検証附属書第9部では、識別可能な有機化学物質を「合成」により生産する事業所を申告の対象としており、逆に言えば「合成」によらず生産する事業所は申告対象となりません。このため、法第29条第1項において届出対象とならない製造方法を施行令で定めることとしており、具体的には施行令第4条第2項において「その製造工程における化学反応に合成反応（発酵に係るものを除く。）を含まないもの」としています。

これらの関係を図示すると次のようになり、図中の網掛け部分が施行令第4条

第2項の「合成反応（発酵に係るものを除く。）」に該当し、これを製造工程に含まないものが届出対象外となります。逆に言えば、網掛け部分に該当する合成反応を製造工程に含むものが届出対象となります。



なお、「発酵」については、条約の解釈は分かれており、我が国としては「合成」には含まないものとしています。また、単純な混合や希釈を行うだけで化学反応を行わない行為についても、もちろん合成には含まれません。

◎ 施行令第4条第2項の「合成反応」の定義

施行令第4条第2項の「合成反応」の定義は次のとおりです。したがって、次の「合成反応」に該当するもののうち、発酵を除いたものが前ページ図の網掛け部分に該当します。

○ 基本的考え

「合成反応」とは、新たな共有結合を生じる化学反応のうち、一部の分解的反応を除外したもの。除外されるものとしては、加水分解反応の一部や、熱分解反応等の一部がある。

○ 定義

「合成反応」とは、(a)又は(b)をいう。

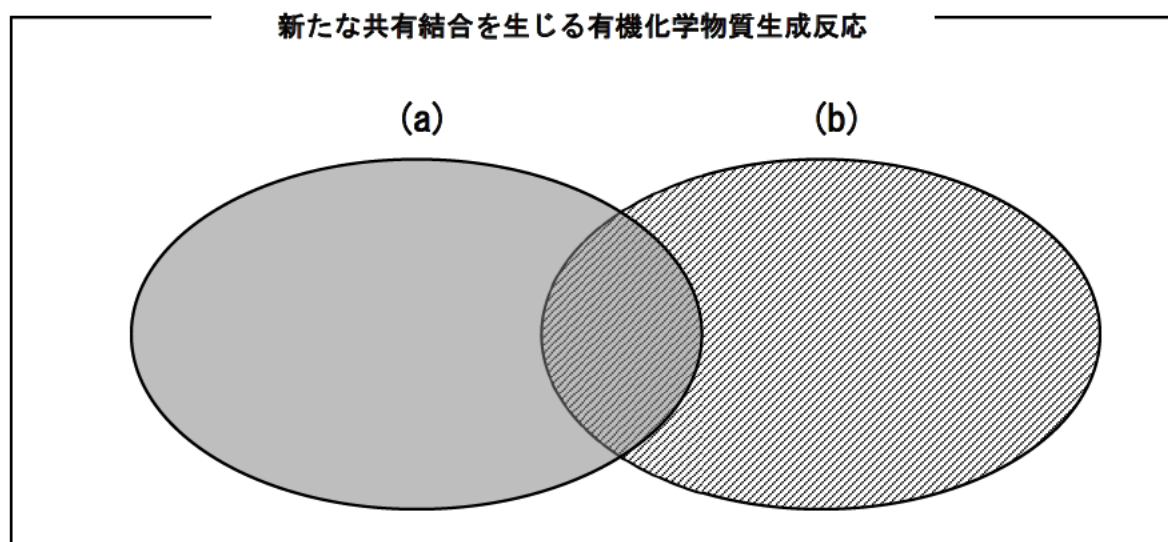
- (a) 生成した有機化学物質の炭素数が反応前の化合物の炭素数以上（同数を含む）となる、新たな共有結合を生じる化学反応
- (b) (i)～(ii)以外の新たな共有結合を生じる化学反応
 - (i) 水酸化物イオン (OH^-) のOによる共有結合
 - (ii) 水素イオン (H^+ 、 H_3O^+) のHによる共有結合
 - (iii) C-C結合
 - (iv) C-H結合、又は官能基がHに置換されることによる共有結合

○注意点等

- (1) 着目点は、新たにどのような共有結合が生じるか、です。
- (2) 辞典類の中には、「合成」の定義を「比較的簡単な化合物から複雑な化合物を作ること」としているものがありますが、上記定義によれば合成に属する反応はこれよりも広いものとなります。これは、化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法の趣旨を踏まえ厳正な運用を行うことによるものです。上記定義に従えば、次のとおりとなります。
- ①「比較的複雑な化合物から簡単な化合物を作ること」の中にも合成に該当するものがあります。分子量が小さくなる反応や、官能基が複雑なものから簡単なものになる化学反応の中にも合成に該当するものがあります。
 - ②「合成の逆反応」の中にも合成に該当するものがあります。
 - ③ 一般に「分解」と称される化学反応の中にも合成に該当するものがあります。(後述)
 - ④ 異性化についても、新たな共有結合を生じる場合は合成に該当します。(後述)
- (3) 抽出、精製、分離、混合、溶解、希釈等の物理的変化や、新たな共有結合を生じない化学反応は、合成ではありません。

新たな共有結合を生じない化学反応の例としては、イオン結合変化（中和反応、イオン交換反応、複分解反応など）や、配位結合形成（キレート剤の金属イオン捕捉によるキレート錯体生成反応など）があります。

下図の斜線部が、「合成反応」です。



(a)

生成した有機化学物質の炭素数が反応前の化合物の炭素数以上（同数を含む）となる、新たな共有結合を生じる化学反応

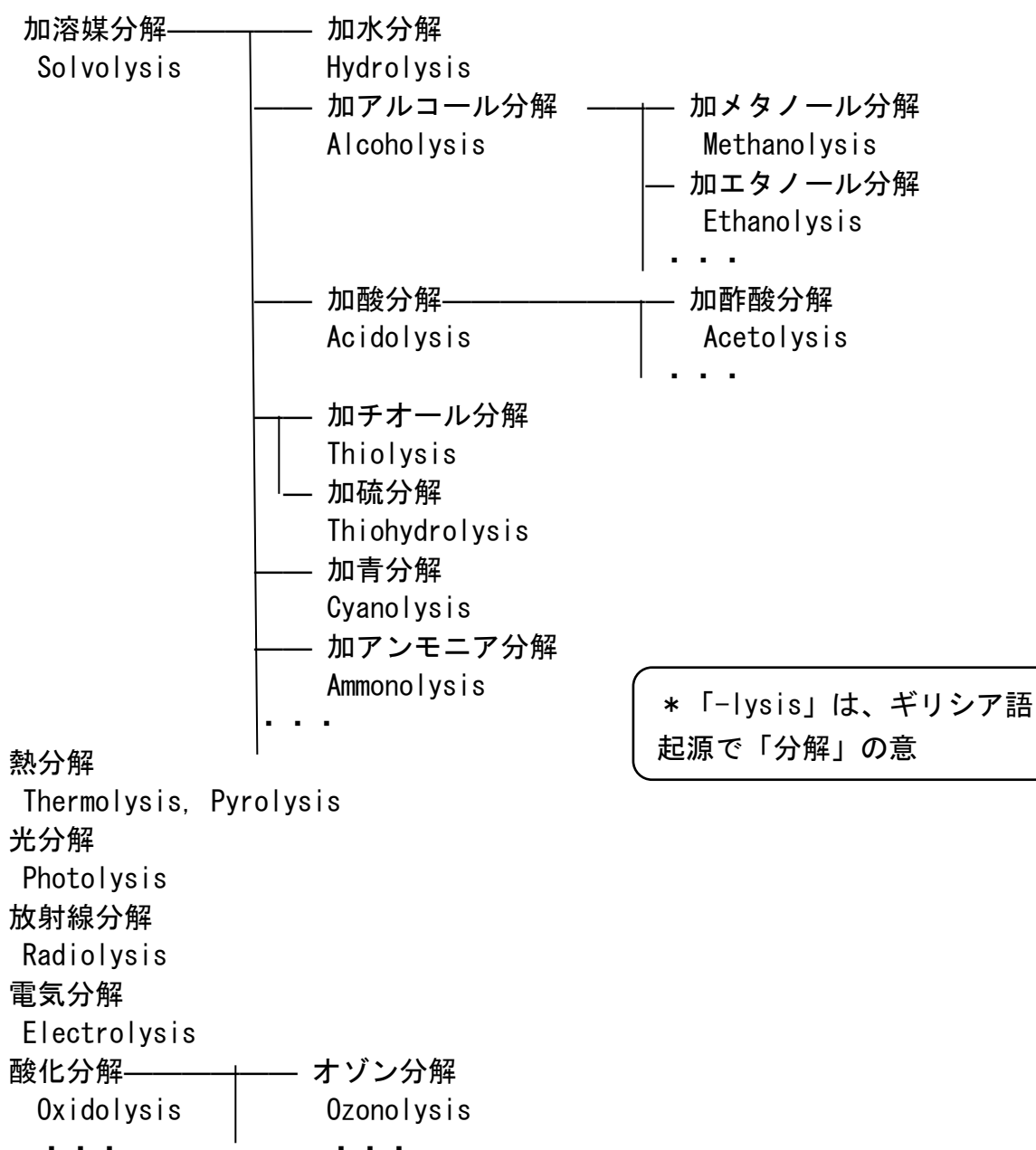
(b)

- (i)～(ii)以外の新たな共有結合を生じる化学反応
- (i) 水酸化物イオン (OH^-) の O による共有結合
 - (ii) 水素イオン (H^+ 、 H_3O^+) の H による共有結合
 - (iii) C-C 結合
 - (iv) C-H 結合、又は官能基が H に置換されることによる共有結合

○分解について

「分解」と「合成」は本来逆の概念であり、共有結合の「分解」という概念は、厳密には共有結合の開裂過程をいうものです。しかしながら、一般に「分解」と称される化学反応は、共有結合開裂後に生じる新たな共有結合の形成過程も含めることが多く、本定義に照らして「合成」に該当するものが多数存在します。

一般に「分解」と称される化学反応には次のものがありますが、「合成」に該当するか否かの判断に当たっては、「分解」という用語に惑わされることなく、新たにどのような共有結合が生じるかに着目して判断します。



* 「-lysis」は、ギリシア語起源で「分解」の意

○異性化等について

構造異性化、立体異性化（幾何異性化（シス型、トランス型間の変換）、光学異性化（R 体、S 体間の変換等））、位相異性化については、通常新たな共有結合を生じることから、合成に該当します。

光学特性の変化を伴う場合でも、物理的工工程により R 体、S 体いずれか一方を分離する場合などのような、新たな共有結合を生じないものは合成に該当しません。

回転異性化や、シクロヘキサンの立体配座（椅子型、船型）変換のようなものについては、新たな共有結合を生じないことから合成に該当しません。

○参考 5：ホームページ 5.（2）の『有機化学物質届出に係る「合成反応」の定義事例集』を参照してください。

4.2.3 有機化学物質：製造量の計算方法

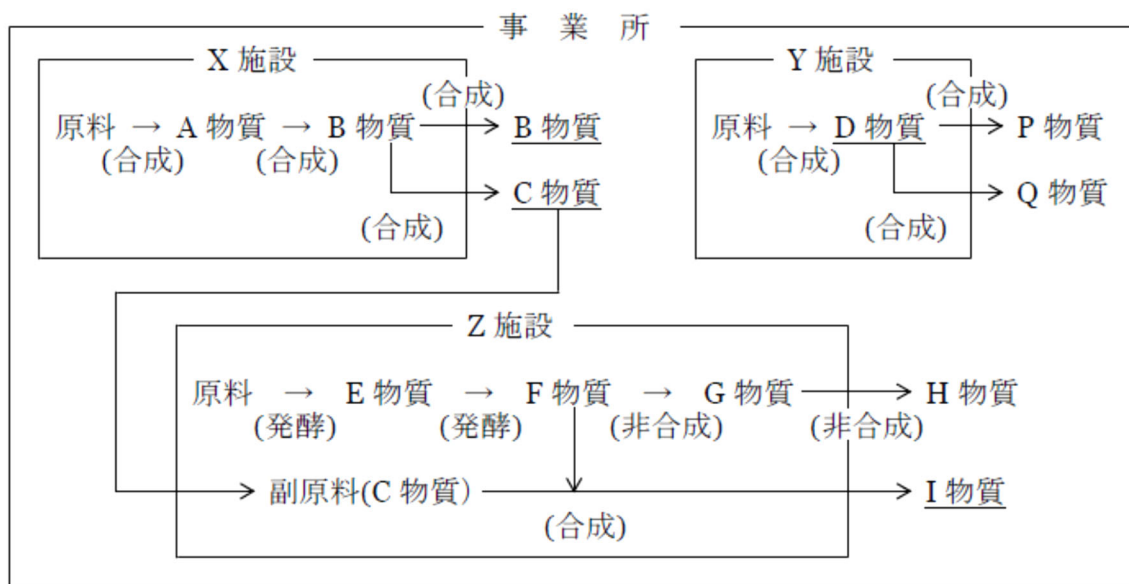
以下で、「製造施設」の定義（範囲）については、4.1.1 の【注】をご覧ください。

- (1) 同一施設において 2 種類以上の有機化学物質を製造する場合は、これら全ての有機化学物質の合計数量を算出。
- (2) 多段階工程を有する施設の場合
 - ① 施設から搬出される物が有機化学物質であれば、その有機化学物質の数量のみを合算。
 - ② 施設から搬出される物が有機化学物質に該当しない場合は、次に従い算出。
 - (ア) 最終中間体が有機化学物質に該当すれば当該最終中間体の数量を算出。
 - (イ) 施設から搬出される物も、最終中間体も有機化学物質に該当しない場合は、最も下流側で中間体として有機化学物質が生成した数量を算出。
- (3) 事業所内のある施設から搬出される物が有機化学物質に該当し、当該有機化学物質（a とする）が事業所内の別の施設で別の有機化学物質（b とする）の製造原料として使われる場合は、a 及び b の合計数量を算出。

なお、指定物質に関する製造量の考え方（一時的に生成するものについても厳格に製造量として算出する。4.1.1 参照）とは異なることに注意してください。

〔例〕

以下で、A 物質～I 物質は有機化学物質、P 物質及び Q 物質は重合体（有機化学物質ではない）です。また、図中「合成」とあるのは発酵以外の合成反応を指します。



〔X 施設について〕

- ・施設から搬出される物質（B 物質、C 物質）が有機化学物質であるため、中間体は考慮に入れる必要はありません。すなわち、A 物質及び中間体としての B 物質は対象とはなりません。
- ・施設から搬出される B 物質及び C 物質については、これらが合成（発酵を除く）によって製造されているため、対象となります。
- ・なお、C 物質はその全量が Z 施設において副原料として利用されますが、X 施設から搬出される時点での数量が対象となります。

〔Y 施設について〕

- ・施設から搬出される物質（P 物質、Q 物質）が有機化学物質でないため、最終中間体である D 物質も考慮に入れる必要があります。
- ・D 物質は合成（発酵を除く）によって製造されているため、対象となります。

〔Z 施設について〕

- ・施設から搬出される物質（H 物質、I 物質）が有機化学物質であるため、中間体は考慮に入れる必要はありません。すなわち、E、F、G 物質及び C 物質は対象とはなりません。
- ・H 物質については、その製造工程に合成（発酵を除く）を含まないため、対象

とはなりません。

- ・I 物質は合成（発酵を除く）によって製造されているため、対象となります。

結局、この事業所は、X 施設からの B 物質及び C 物質、Y 施設からの D 物質並びに Z 施設からの I 物質の合計数量について届出を行うことになります。

4.2.4 有機化学物質：活動実績がしきい値を超えなくなった場合

前年に製造した有機化学物質及び特定有機化学物質の数量がそれぞれ届出しきい値を超えなかった場合は、届け出る義務はありませんが、その旨、管轄の経済産業局までご連絡ください。国際機関に対し貴事業所の活動が申告しきい値未滿となった旨を通報します。

4.3 指定物質、有機化学物質、特定有機化学物質の届出に共通の注意事項等

4.3.1 届出種類の明確化

届出の種類を明確にするために、次の記入をお願いします。

- (1) 届出様式の化学物質欄又は数量欄に当該届出が何年の活動に係るものなのかを明記してください。
- (2) 届出様式中の「化学兵器・・・の法律第○条第○項の規定により次のとおり届け出ます。」の箇所については、適用条項の部分を○で囲むか、または適用条項のみを記載するようにしてください。

4.3.2 事業所の名称・住所の変更等

(1) 事業所の名称変更

法人格に変更がなく単に事業所の名称のみ変更された場合は、従前の事業所と名称変更後の事業所が同一のものであることを行政側に確認させるため、次の文書を提出してください。提出期限は変更のあった後の最初の届出時となります。

○年○月○日 (届出と同日付けで可)	
経済産業大臣殿	代表者又は受任者
事業所名の変更について	
○年○月○日付け(←直近の届出日)○○物質に係る化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第○条第○項の規定に基づく届出における事業所の名称が、○年○月○日に「○○○○」(←新事業所名)に変更したことを御連絡いたします。	

(2) 事業所の全部又は一部施設が別法人のものになった場合

① 事業所の全部又は一部施設が別法人のものとなった場合であっても、次の両方に該当する場合は、法上、新事業所は実質的に旧事業所と同じものであると認められます。

(a) 新会社が、旧会社の当該事業所内の申告対象施設に係るすべての敷地、活動及び権利義務を承継する。

(b) 新会社が、旧会社の当該事業所内の申告対象施設が行った活動を自らが行った活動として届出及び査察対応を行うことに合意している。

この場合は、新会社から次の文書を提出してください。提出期限は変更のあった後の最初の届出時となります。

○年○月○日
(届出と同日付けで可)

経済産業大臣殿

代表者又は受任者

〔合併/譲渡/分割、等〕に伴う〔事業所/施設〕の承継について

○年○月○日付け(←組織変更のあった日)で○○会社〔と○○会社〕は〔合併/譲渡/分割、等〕しました。

〔これに伴い、○年○月○日付け(←直近の届出日)○○会社からの○○物質に係る化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第○条第○項の規定に基づく届出については、次のとおり変更となります。〕

・届出者名：(旧) … (新) …

・事業所名：(旧) … (新) … 〕 (又は)

〔これに伴う届出者名及び事業所名の変更はありません。〕

なお、当社は、○○会社の当該事業所内の申告対象施設に係るすべての敷地、活動及び権利義務を承継し、○○会社の当該事業所内の申告対象施設が行った活動を当社自らが行った活動として届出及び査察対応を行うこととします。

- ② 一方、上記以外の場合は、法上、新事業所は実質的に旧事業所と同じものであると認められず、新事業所は旧事業所とは別個の新規の事業所として扱われることとなります。両事業所はそれぞれ自らが行った/行う活動についてのみ届出及び査察対応を行います。
新旧事業所からは、特に法人格が変更になった旨の文書を提出していただく必要はありません。

(3) 事業所の住所変更

住所の変更が行政区画(地番表示)の変更による場合は(すなわち「移転ではない場合」、従前の事業所と住所変更後の事業所が同一のものであることを行政側に確認させるため、次の文書を提出してください。提出期限は変更のあった後の最初の届出時となります。

○年○月○日
(届出と同日付けで可)

経済産業大臣殿

代表者又は受任者

事業所の住所変更について

○年○月○日付け(←直近の届出日)○○物質に係る化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第○条第○項の規定に基づく届出については、事業所の所在地が、地番表示変更に伴い次のとおり変更したことを御連絡いたします。

旧表示 ○○○○

新表示 ○○○○

(4) 事業所の移転

事業所が移転した場合は、事業内容が従前と変わらなくても、新事業所は旧事業所とは別個の新規の事業所として扱われることになります。両事業所はそれぞれ自らが行った/行う活動についてのみ届出及び査察対応を行います。

(5) 事業所又は施設を撤去した場合

事業所又は施設を撤去した場合も、法上の届出義務を有するものは届出が必要となります。(条約上も締約国は申告書面をOPCWに提出する義務があります。)

このような事業所又は施設は、撤去されなかった事業所又は施設と同様に、条約の規定(検証附属書第7部第12項、第8部第12項又は第9部第9項)に基づき査察対象となり得ますので注意してください。

4.3.3 届出の代表者と代理人

届出様式の代表者氏名欄には、当該届出内容について責任を有する者を記載してください。

社長に限らず、代表権のある者から届出権限を授權されている者(以下「代理人」という。)であれば構いません。ただし、その場合当該代表者が当該代理人にその権限を委任する旨の証明書を添付する必要があります。

第 5 章 国際機関へ申告するための書面

5.1 根拠規定

国際機関への申告書面の添付は、施行規則の次の規定に基づき行っていくものです。

- ・ 第 16 条第 3 項第 3 号（第一種指定物質の製造等の予定）
- ・ 第 17 条第 2 項第 3 号（第一種指定物質の製造等の実績）
- ・ 第 18 条第 3 項において読み替えた上 2 条（第一種指定物質の使用の予定及び実績）
- ・ 第 19 条第 3 項第 3 号（第二種指定物質の製造の予定）
- ・ 第 20 条第 2 項第 3 号（第二種指定物質の製造の実績）
- ・ 第 22 条第 3 項（有機化学物質の製造の実績）
- ・ 第 23 条第 3 項（特定有機化学物質の製造の実績）

5.2 様式一覧

使用する様式は、下表のとおりです。（○：添付 ×：添付の必要なし）

様 式 (Form)	表 2 剤 (第一種指定物質)			表 3 剤 (第二種指定物質)	DOC/PSF (有機化学物質/ 特定有機化学物質)
	生産	加工	消費		
Form2. 2/Form3. 2	○	○	○	○	×
Form2. 3/Form3. 3	○	○	○	○	×
Form2. 3. 1	○	○	○	×	×
Form2. 3. 2	○	×	×	×	×
Form2. 4 (実績申告のみ)	○	○	○	×	×
Form2. 5 (予定申告のみ)	○	○	○	×	×
Form3. 4	×	×	×	○	×
Form4. 1	×	×	×	×	○

5.3 注意事項等

5.3.1 表2剤及び表3剤の低濃度混合物

表2B剤及び表3剤については、国際会議での決定により、30%以下の低濃度の混合物は申告対象とはなりません。表2A剤の低濃度しきい値については、第14回締約国会議において申告対象となる濃度しきい値及び数量しきい値が決定されたことを受け、施行規則の届出に係る規定が、平成24年11月12日付で改正（施行期日は平成24年12月1日）されました（2.5参照）。

- ・ 第一種指定物質の使用の予定及び実績数量の届出（第18条）
（化学兵器禁止法第26条の届出に係るしきい値を規定）
- ・ 指定物質の輸出入の実績数量の届出（第21条）
（化学兵器禁止法第28条の届出に係るしきい値を規定）

なお、30%以下の表2B剤及び表3剤の生産については、法上の届出は必要ですが、申告用の書面は添付する必要はありません。法では、条約上の化学兵器廃絶という包括目的を達成するために、製造等に関しては濃度に関係なく届出を求めています（法第24条、第27条）。

5.3.2 DOC/PSFの申告用書面の添付の要否と火薬、炭化水素

有機化学物質/特定有機化学物質届出対象者のうち、火薬又は炭化水素のみを生産している事業所は、条約の検証附属書の規定により申告対象外であることから、申告用の書面の添付は必要ありません（届出様式のみ提出してください）。

当該事業所が火薬や炭化水素以外のDOC/PSFも生産しており、火薬や炭化水素とそれ以外のDOC/PSFの生産量の合計がしきい値を超える場合は、全て申告用の書面の添付が必要となります。この場合、Form 4.1中のDOC総生産量及びDOC施設数の欄は、火薬や炭化水素も含めたDOCの総生産量及び施設数を記入してください。

5.3.3 表剤及びPSFの申告用書面添付の要否に係る数量しきい値

これらに関しては、条約の規定により、化学物質ごとに数量しきい値を超えて生産等を行う施設が一以上存在する場合に申告対象となり、申告用書面の添付が必要となります。

逆に、次の場合は申告対象とはならず、申告用書面の添付は必要ありません（届出様式のみ提出してください）。

- ① チオジグリコール（表 2B 剤、申告しきい値：1t）を 0.8t 生産する施設が 2 つ存在する事業所。

TDG 0.8 t

TDG 0.8 t

→ 事業所全体では 1.6t のチオジグリコールを生産しているが、個々の施設は 1t 以下なので、申告対象外。

- ② ある PSF 化学物質「PSFa」（申告しきい値：30t）を 20t 生産する施設が 2 つ存在する事業所。

PSFa 20 t

PSFa 20 t

→ 事業所全体では 40t の PSFa を生産しているが、個々の施設は 30t 以下なので、申告対象外。

- ③ 2 つの PSF 化学物質「PSFa」及び「PSFb」を生産している事業所について、PSFa を 20t、PSFb を 20t 生産している施設が 1 つ存在する事業所。

PSFa 20 t、 PSFb 20 t

→ この施設では複数種の PSF 化学物質を合計 40t 生産しているが、個々の PSF 化学物質は 30t 以下なので、申告対象外。

- ④ 2 つの PSF 化学物質「PSFa」及び「PSFb」を生産している事業所について、PSFa を 20t、PSFb を 20t 生産している施設が 2 つ存在する事業所。

PSFa 20 t、 PSFb 20 t

PSFa 20 t、 PSFb 20 t

→ 各施設では複数種の PSF 化学物質を合計 40t 生産しており、事業所全体では PSFa、PSFb とともに 40t 生産しているが、PSFa（又は PSFb）を 30t 超えて生産している施設は存在しないので、申告対象外。

5.3.4 表剤及び PSF に係る申告様式の記入上の注意

(1) 表剤

上に見たように、表剤申告の要否に係る数量しきい値については個々の施設に着目しますが、申告対象となった場合の以下の様式欄への記入については、数量しきい値以下の施設も含めて事業所全体の数量を記入することとされて

おり、注意が必要です。

- ・ 様式 2.4 の「Quantity produced」、「Quantity processed」、「Quantity consumed」、「Quantity imported」、「Quantity exported」
- ・ 様式 2.5 の「Total amount anticipated to be produced during the next calendar year」、「Total amount anticipated to be processed during the next calendar year」、「Total amount anticipated to be consumed during the next calendar year」
- ・ 様式 3.4 の「Production range for the Schedule 3 chemical」

(2) PSF

PSF については、(1) と異なり、以下の様式記入に当たっては、申告しきい値（化学物質ごと、施設ごとで 30t）を超える PSF 施設の数を入力してください。

- ・ 様式 4.1 の「Number of PSF plants at plant site」、「Number of plants producing 30 to 200 tonnes」、「Number of plants producing 200 to 1,000 tonnes」、「Number of plants producing 1,000 to 10,000 tonnes」、「Number of plants producing more than 10,000 tonnes」

5.3.5 DOC に係る申告様式の記入上の注意等

(1) 申告しきい値の考え方

表剤及び PSF の申告用書面の添付の要否に係る数量しきい値の考え方は 5.3.3 のとおりですが、DOC については、届出の場合と同様に、事業所ごとに、複数種の有機化学物質総体について数量しきい値（200t）を超えて生産を行う場合に申告対象となります（申告用書面の添付が必要）。

ただし、PSF 生産施設に該当する施設を有する事業所については、有機化学物質総体の合計数量が 200t 以下の場合でも、次項における生産数量区分コード及び全ての DOC 生産施設（PSF 生産施設を含む）の数を記入してください。

(2) 申告様式の記入

DOC 申告様式の次の箇所については、事業所内の複数種の有機化学物質総体の合計数量に基づき、該当する生産数量区分コードを記入してください。

（合計数量が 200t 以下の場合には、「< B31」と記入してください。）

- ・ 様式 4.1 の「Aggregate amount of production of the unscheduled discrete organic chemicals」

また、次の箇所については、全ての DOC 生産施設（少しでも DOC を生産していればその施設を含む）の数を記入してください。

- ・様式 4.1 の「Approximate number of plants (including PSF plants) producing unscheduled discrete organic chemicals at the plant site」

(3) DOC/PSF 生産施設（プラント）数カウントの例

国際検査実施時に作成頂く資料を参考に、DOC/PSF 生産施設（プラント）数のカウント例を以下に示します。

Unit:t

No	製品名	化学物質名	DOC/ PSF 注 1)	製品分類 Code 注 2)	プラント名 注 4)					合計
					GS1	GS2	PY	AA	AB	
1	A	AA	DOC	512	680	0	120	0	0	800
2	B	BB	DOC	512	340	0	0	0	0	340
3	C	CC	DOC	513	800	200	0	0	0	1000
4	D	DD	DOC	511	0	1800	0	0	0	1800
5	E	EE	PSF*	541	0	0	20.0 注 3)	20.0	15.2	55.2
6	F	FF	PSF*	515	0	0	0	15	10.6	25.6
7	G	GG	PSF	515	0	0	480	0	0	480
8	H	HH	PSF	515	0	0	0	120	80.0	200
合計					1820	2000	600	155	105	4700

PSF を含む DOC プラント数 注 5)		✓	✓	✓	✓	✓	5
PSF プラント数 注 6)				✓	✓	✓	3
PSF プラント内訳	30t < P < 200t				✓	✓	2
	200t ≤ P < 1000t			✓			1
	1000t ≤ P ≤ 10000t						0
	10000t < P						0

注 1) : “PSF*” は P, S, F を含みますが、製造量はプラントごと物質ごとで 30t 以下であり PSF にはカウントしません。(DOC としてカウントされます。)

注 2) : 製品分類コードは附表 4 (参考 10《製品分類コード》) を参照してください。p. 50 に従って優先順位の高いコードで附番してください。

注 3) : 製造量は有効数字 3 桁でカウントしてください。

(小数点以下は 0 を除く初めの数字から 3 桁表示)

注 4) : パイロットプラントや研究開発施設等において DOC を製造した場合、少量でも、販売目的であればプラントに含めます。

(販売目的以外のサンプルは対象外です。)

注 5) : DOC プラント数は PSF プラントを含みます。

注 6) : PSF プラント数は PSF を製造するプラント (PSF* を除く) 数になります。

5.3.6 表2剤及び表3剤の申告様式の記入に係る端数調整

4.1.2 [指定物質（表2剤、表3剤）の届出に係る端数調整]を御参照ください。

5.3.7 Form 2.4（表2剤実績申告）及びForm 2.5（表2剤予定申告）の活動目的欄

これら様式の活動目的欄については、次に従い記入してください。

(1) 基本的考え方

生産、加工、消費全ての活動に関し、表剤そのものに着目し、表2剤がいかに取り扱われたかについて記入します。加工、消費された後の最終製品には着目しません。

(2) 各問の記入要領

- ① Processing and consumption of Schedule2 chemical on site; specify product type (use Product Group Codes in Appendix 4):
(事業所で表2剤の加工・消費をした(する)場合、製品形態を附表4(参考10《製品分類コード》)から選択してください。)

【解説】

加工、消費を行っている事業所は活動の直後にどのような製品ができたかを附表4の製品分類コードから選んで記入します。

生産のみを行っている事業所は空欄になります。

- ② Direct export off the plant site? :
(事業所から直接輸出しましたか(する予定ですか)?)

【解説】

事業所から表2剤を直接輸出した(する予定である)場合は「Yes」に、直接輸出しなかった(する予定でない)場合は「No」にチェックします。商社や小売店に販売し、それらを経由して輸出される等、事業者が直接船積みしない場合は直接輸出とはなりません。

あくまで表剤に着目し、最終製品には着目しません。すなわち、最終製品が直接輸出されても、「表2剤」が直接輸出されないのであれば、「No」にチェックします。

(更問) If yes, specify States involved(use Country Codes in Appendix 1)
(yes の場合、輸出先の国を附表 1 の国コード (参考 10 《国コード》) で特定してください)

- ③ Sale or transfer of the Schedule 2 within the territory or to any other place under the jurisdiction or control of the State party (please indicate destination below): (Other industry, Trader, Other destination)

(国内で販売又は移転しましたか (する予定ですか) 。以下の項目のいずれかにチェックしてください)

【解説】

表 2 剤が、国内に販売又は移転された (される予定である) 場合、相手先について次のいずれかにチェックします。どこにも販売・移転されないのであれば空欄とします。

Other industry (他の産業) : 他企業に流通業者を経由せずに販売される場合

Trader (流通業者) : 商社等の流通業者に販売される場合

Other destination (その他) : 上記以外の場合

あくまで表剤に着目し、最終製品には着目しません。すなわち、最終製品が流通業者に販売されても、「表 2 剤」がどこにも販売・移転されないのであれば、空欄になります。

(更問) Final product type(s) derived from sold/transferred chemicals, if possible, (use product group codes in Appendix 4):

(販売又は移転後、当該表 2 剤から作られた (作られる予定の) 最終製品を、把握が可能であれば、附表 4 を使って答えてください)

【解説】

上で回答された方で、出荷した後の表 2 剤が最終製品としてどのような製品形態になったか、把握できる場合は附表 4 を使って回答します。不明の場合は空欄にします。

- ④ Other purpose(specify) for which the Schedule 2 chemical was produced, processed or consumed:

(表 2 剤の生産、加工、消費に関して、上記以外の目的があれば、具体的に記載してください)

5.3.8 Form 4.1 (DOC/PSF 実績申告) の製品分類コードについて

製品分類コードは、附表 4 (参考 10 《製品分類コード》) に基づいて記入してください。

- 注： 1. 網掛けしてあるコードは「DOC/PSF の申告にはふさわしくない」(すなわち届出の対象外) とされているものです。
2. 各コードに記載されている典型的な化学物質は例示であり、そのグループに入るすべての化学物質のリストではなく、また、特定の化学物質が申告されることを示しているものでもありません。

2013 年版 OPCW の申告ハンドブックにより、製品に割り付ける製品分類コードの「優先順位」が決まりましたが、令和 4 年 (2022 年) 1 月の改訂において、以下のように、製品の化学構造、市場・用途の各々に基づく 2 通りの製品分類コードリストが提示されています (例えば、素原料に近いか、或いは最終製品に近いかなど、有機化学物質毎の製品としての位置付け等を考慮の上、どちらの製品分類コードリストから選ぶかを決めてください)。

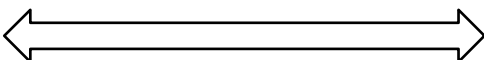
一つの製品に対して、優先順位の高い製品分類コードを一つ割り付けます。複数製品があり、それによって複数の製品分類コードがある場合は、製造量の多いものから記入してください。

[製品の化学構造に基づく製品分類コード]

519, 515, 514, 523, 513, 512, 511, 524, 516

[市場・用途に基づく製品分類コード]

591, 541, 542, 531, 532, 533, 551, 553, 554, 597, 593

優先度 高  優先度 低

また、上述のように、Form 4.1 の製品分類コードは、最終製品ではなく、そのプラントサイトを申告することになった DOC/PSF の分類を記載することになっていますので、附表 4 で着色してあるコードは使用しませんが、Form 2.3 及び Form 3.3 で記載する製品分類コードは、そのプラント自体の活動を示すものですので、附表 4 で着色されたコードを使用してもかまいません。